

ロンドン事務所

【2009 年度予算が発表に】英国

アリスター・ダーリング財務相は 4 月 22 日、2009 年度の予算を下院に提出した。英国の政府は、春の新年度予算及び秋の予算編成方針(Pre-Budget Report)¹によって、毎年 2 回にわたり、経済政策と経済見通しを発表している。

2009 年度予算は、発表と同じ週に下院で審議された。予算の内容を法案化した「財務法案(Finance Bill)」は、夏までに立法化される見込みである。

2009 年度予算の主な内容

* 英経済見通しなど

- ・2009 年の GDP(国内総生産)成長率はマイナス 3.5%と予測される。しかし、2010 年には 1.25%、2011 年には 3.5%のプラス成長を達成する見通しである。
- ・2009 年度の政府借入金は 1750 億ポンドにまで拡大する。
- ・消費者物価指数(CPI)の上昇率は 2009 年度末までに 1%に低下する。
- ・インフラ設備への投資²は、2012 年まで「歴史的に」高い水準で継続させていく。

* 公共財政

- ・税法の抜け穴を埋め、脱税防止に取り組むことによって、今後 3 年間で更に 10 億ポンドの税収を獲得する。
- ・政府の全省における業務効率化によって合計 9 億ポンドの経費削減を達成する。
- ・公共支出³の伸び率は、2010 年度の 1.1%から 2011 年度には 0.7%に引き下げられる。

* 個人税制度(2010 年 4 月より実施)

- ・高所得者に対する所得税率を新たに設定する。年収 15 万ポンド以上の場合、所得税率を 50%とする。
- ・年収が 10 万ポンドを超える高所得者の所得税基礎控除額(personal allowance)を引き下げる。
- ・子供を持つ親に対する税控除である「育児税控除(Child Tax Credit)」を年間 20 ポンド増額する。

¹ 春の新年度予算発表に先立ち、国内経済予測及び政府の経済政策を示すもので、予算の中間報告的性格を持つ。

² 公共交通施設、道路、病院、学校、公営住宅などの建設のための投資。

³ 前項目で掲げたインフラ設備への投資以外の公共支出を意味する。

* 年金関連及び高齢者向け対策

- ・2008 年度に引き続き 2009 年度も、高齢者向け冬季燃料手当を、80 歳以上の世帯は 100 ポンド、60 歳以上の世帯は 50 ポンド増額して支給する。
- ・年収が 15 万ポンド以上の高所得者に適用される個人年金保険料の税控除を制限する。
- ・2011 年より、就業年齢にある祖父母が、週に 20 時間以上を孫(12 歳以下)の世話を費やした場合、その期間は、基礎年金の受給に必要な国民保険(National Insurance)を支払ったと見なすこととする。

* 住宅政策

- ・2008 年 9 月に発表された、「購入時に印紙税が課せられる住宅の最低価格を従来の 12 万 5000 ポンドから 17 万 5000 ポンドに引き上げる」とするスキームの実施期間を、2009 年 12 月 31 日まで延長する(当初の実施予定期間は 1 年だった)。
- ・銀行の住宅ローン貸し渋り対策として、5000 万ポンドを投入し、「居住用不動産担保証券(residential mortgage-backed securities)」⁴に中央政府が保証を付与する新たなスキームを実施する。
- ・5 億ポンドを投入し、不況の影響で滞っている住宅建設計画を支援する。このうち 1 億ポンドは、省エネ住宅の建設資金として地方自治体に拠出する。
- ・現在住宅を買うことが困難である層の最初の持ち家購入を支援する物件価値共有スキーム「ホームバイ・ダイレクト(HomeBuy Direct)」⁵に 8000 億ポンドを追加投資する。
- ・軍人宿舎の改修、改築費用として 5000 万ポンドを追加投資する。

* 自動車関連

- ・2009 年 5 月より 2010 年 2 月末まで、新たな自動車業界支援策を実施する。製造から 10 年以上たった自動車を新車に買い替える場合、2000 ポンドの助成金を支給する。
- ・2008 年 11 月の予算編成方針で発表した通り、燃料税の増税を実施する。

* 失業対策

- ・2010 年 1 月より、12 ヶ月以上にわたって求職者手当(Jobseekers' allowance)を受給している 18~24 歳の若者を対象に、最低 6 ヶ月以上継続する仕事または職業訓練、または職業実習の場を提供する。

⁴ 不動産担保証券とは、住宅ローン債権を証券化した商品で、資産担保証券の一種。住宅ローン債権のうち、一定の条件を満たすものをまとめ、証券として市場に売却する。借り手の破産による債務不履行などのリスクがあるため、政府による保証のメリットがある。

⁵ 同スキームを利用すると、住宅購入者は、物件の購入時、当該物件の価値の最低 7 割をカバーすればよい。7 割のうち一部を頭金として支払い、残りの分について住宅ローンを組むか、または 7 割全てについて住宅ローンを借りるなどする。残りの最高 3 割については、住宅・コミュニティ庁(HCA)と不動産開発業者が共同でローン(「エクイティ・ローン」と呼ばれる)を支払う。購入者は、当該物件の売却時、HCAと不動産開発業者に対し、両者の負担率に応じて売却金の一部を譲り渡さなければならない。同スキームの対象物件は、「ホームバイ・ダイレクト」を利用しての売却に不動産開発業者と HCA が合意した物件に限られる。

- ・2009年9月開始の新学年度より、職業技術訓練コースまたはシックス・フォーム⁶などの16歳または17歳向けコースの定員を54,500人増やす。
- ・解雇された従業員に対して雇用者が支払うことが法律で定められている人員整理解雇手当 (redundancy payment) の週当たりの最高額を、現在の350ポンドから380ポンドに引き上げる。
- ・全国の公共職業紹介所 (JobCentre Plus) に対し、総額170億ポンドの追加資金を投入する。

＊環境対策

- ・4億3500万ポンドを投入し、企業、公共建築物、一般家庭のエネルギー効率改善を支援する。
- ・洋上風力発電所建設プロジェクトの支援に5億2500万ポンドを投入する。
- ・4億500万ポンドを投入し、二酸化炭素 (CO2) 排出量抑制を可能とするエネルギー技術の開発及び製造業における環境負荷の削減を支援する。

今回の予算ではまた、イングランド北西部のマンチェスター市及びリーズ市が、法律で定められた「都市圏 (City Region)」の地位を与えられる最初の2つの都市となることが発表された。同2市は、これにより、都市計画、住宅、交通、再開発、雇用、職業技術に関する権限を委譲されることになる。法的地位を持つ都市圏の創設は、政府が2008年11月に発表した文書「繁栄する場所：サブ・ナショナル・レビューを前進させる (Prosperous Places: Taking forward the Review of Sub-National Economic Development and Regeneration)」でその概要が示されていた。同文書は、財務省の主導で行われたイングランド8地域の経済開発・地域開発に関する見直し作業の結果報告書 (通称「サブ・ナショナル・レビュー」) で示された改革提案を政府がどのように発展、実行していくかを示したものである。

なお、地方自治体協議会 (LGA) のマーガレット・イートン議長は、予算について次のようにコメントしている。

「地方自治体は、公的部門及び民間部門での雇用創出において自治体が主要な役割を担うべきであると何ヶ月間にもわたって訴えてきたが、政府はこうした我々の主張を認識したようだ。政府が自治体の言い分に耳を傾けたことは良いニュースである。次に地方自治体は、地域住民の支援のために予算の中で約束された更なる資金を使える自由裁量を与えられるべきである」

【政府委託の調査が地域開発公社の支援は地域経済に利益をもたらしていると報告】英国

基本情報

イングランドには、「1998年地域開発公社法 (Regional Development Agencies Act 1998)」の規定

⁶ シックス・フォームは大学進学希望者向けの2年のカリキュラム。

に従って、地域の経済発展と再開発、雇用促進などを図ることを目的とした公共機関である「地域開発公社 (RDA)」が 9 ヶ所⁷に設置されている。首都以外の 8 地域には 1999 年 4 月に設置され、ロンドンには、新たな地域政府である「グレーター・ロンドン・オーソリティー (GLA)」の創設後、「ロンドン開発公社 (London Development Agency)」が 2000 年 7 月に設立された。

それぞれの地域開発公社は、管轄地域において、下記のような 5 つの具体的な法的義務を負っている。

- ・経済開発及び再開発を促進する。
- ・事業効率、競争力を高め、投資を促進する。
- ・雇用を促進する。
- ・雇用に結びつく職業技術を育成し、それら職業技術が地域でより良く利用されるようにする。
- ・地域にとってそれが適切である場合、英国における持続可能な開発の実現に貢献する。

このほか、「2006 年ロンドン・オリンピック・パラリンピック大会法 (London Olympic Games and Paralympic Games Act 2006)」の施行により、全ての地域開発公社は、2012 年のロンドン・オリンピック・パラリンピック大会に向けて準備するという更なる義務を負うことになった。

ロンドン以外の 8 地域の地域開発公社には、「単一資金 (Single Pot)」と呼ばれる資金調達方法が採用されている。これは、中央政府の 6 つの省からの補助金を一つにまとめ、各地域開発公社へ配分するという方法である。

これら 8 つの地域開発公社は、ビジネス・企業・規制改革省 (BERR) の管轄下にあり、同省がそれぞれの理事長及び 15 名の理事会メンバーを任命する。理事長及び理事会メンバーは、官民またはボランティアセクターの代表者で構成されており、各地域開発公社の事務局長の任命権限を持つ (ただし任命にはビジネス・企業・規制改革大臣の同意が必要とされる)。

一方、ロンドン開発公社は、GLA の管轄下にあり、補助金提供及び理事長、理事会メンバーの任命も GLA が行う。

また、ロンドンを除く 8 地域の地域開発公社については、各地域の地域審議会 (Regional Assembly) も監視機能を有している。地域審議会は、地域の都市計画、地域支援などに関する機能を有し、メンバーは主に地方議員であるが、産業界、第三セクターの代表者なども含まれている。なお、地方審議会は、2007 年 7 月に発表された通称「サブ・ナショナル・レビュー」⁸の提言に基づき、2010 年 4 月以降、廃止されることが決まっている。

⁷ ロンドン、イングランド北東部、同北西部、ヨークシャー・アンド・ハンバー地方、イースト・ミッドランド地方、ウェスト・ミッドランド地方、イングランド東部、同南東部、同南西部

⁸ 財務省主導で行われた、ロンドンを除くイングランド 8 地域における経済開発、地域開発の見直し作業の結果報告書。

各地域開発公社は、経済開発や地域再生などの自らの取り組みについて長期的な展望・指針を示す文書である「地域経済戦略」を策定することが義務付けられている。「地域経済戦略」の狙いは、地域開発公社とそのパートナーが合意した目標を達成できるよう管轄地域の経済活動を手引きすることであり、地域内の経済開発プロジェクトへの資金拠出の長期的な方針も、同文書の内容によって決定される。

またこれに加え、より短期的なプランとして、「コーポレート・プラン(Corporate Plan)」と呼ばれる文書を策定し、「地域経済戦略」で掲げられた目標を達成するための1年毎の予算配分の方法を示すことも義務付けられている。

報告書「地域開発公社による投資の影響」

ビジネス・企業・規制改革省は2007年12月、地域開発公社による地域経済支援を目的とした支出の効果について独立の評価作業を行うよう、大手会計事務所「プライス・ウォーターハウス・クーパーズ(PWC)」に依頼した。これは、地域再開発プロジェクトへの資金提供などを含む地域開発公社の支出について、地域別及びイングランド全体でその効果を評価するというものであり、2009年3月末、「地域開発公社による投資の影響(Impact of RDA spending)」と題する結果報告書が発表された⁹。

同報告書によると、地域開発公社の設立から現在までの支出額は、9組織全体で155億ポンドに達しており、現在の年間予算は同23億ポンドである。

PWCによる評価作業は、下記の3つのポイントに沿って進められた。

- ・地域開発公社による地域経済支援を目的とした支出の効果を評価する。プロジェクト/プログラム単位の評価及び総合的評価を行う。
- ・地域開発公社による地域経済支援の金銭的効率性(value for money)¹⁰を、現在入手できるデータによって分析する。
- ・「コーポレート・プラン」及び「地域経済戦略」に示された目標を各地域開発公社がどの程度達成できているかを評価する。プロジェクト/プログラム単位の評価及び総合的評価を行う。

報告書は、これら3つのポイントに沿った調査で、これまでの地域開発公社による支援の成果につ

⁹ なおこれまでも、2006年と2007年に、ロンドンを除く8地域の地域開発公社による業務の評価報告書として、会計監査院(National Audit Office)から「独立業務評価(Independent Performance Assessment)」が発表されている。同報告書では、6つの地域開発公社が「力強い」との評価を下され、残り2つは「良好」と評価されていた。

¹⁰ 支出に対して得られる価値を最も高めようとする考え方。支出に対して獲得できる価値を最大化できた場合、「金銭的効率性を達成できた」と考えられる。

いて以下の事実が分かったとしている¹¹。

- ・およそ 21 万 3000 の雇用を創設、保護した。
- ・3 万 5000 以上の企業を支援した。
- ・8500 以上の企業の設立を支援した。
- ・40 万 3000 人以上の職業技術訓練を支援した。
- ・570 ヘクタール以上のブラウンフィールド¹²を浄化、再生した。

また、地域開発公社による地域経済支援の金銭的効率性について、報告書は以下のように記している。

「信頼に足るデータによって、全ての地域開発公社が地域に経済的利益をもたらしていることが示されている。特に、今後予想される利益が持続する可能性があることを考えると、地域開発公社による支援の恩恵は大きいことが示されている。

地域開発公社による全ての支援を考慮に入れると、これら支援によって既に創設または保護された雇用が生み出した「総付加価値 (Gross Value Added, GVA)」¹³は、地域開発公社による支出とほぼ等価となる。しかし、これら雇用が今後生み出す利益が持続されるであろうことを考えると、将来、地域開発公社による支出は、1 ポンドあたり 4.50 ポンドの GVA を地域にもたらすことになると思われる」

「コーポレート・プラン」及び「地域経済戦略」に掲げられた達成目標を地域開発公社がどの程度達成できているかについては、評価は多少困難だったようである。報告書は以下のように記している。

・今回の評価作業の対象となった地域開発公社による地域経済支援業務の 33% は、地域開発公社による目標の達成程度を判断する材料にはならなかった。これらは、件数で見ると 33% を占めるが、地域開発公社による支出額で見ると全体の 43% を占めた。この背景には、地域開発公社が支援しているプロジェクト/プログラムの多くが、まだ完了していない、または最近完了したばかりであるという事実がある。建物の建設などを含む物理的な再開発プログラムに対する支援は、その半分以上が、目標達成のレベルを判断する材料にならなかった。また、「コーポレート・プラン」及び「地域経済戦略」で示されている達成目標が、具体的で評価がしやすいものではないという場合もあった。

・地域開発公社は、目標達成レベルの判断材料となり得た支援事業のうち 20% で、目標を完

¹¹ これらの数字は、同一の企業または個人が複数回にわたって支援を受けた場合などの重複は排除したものの。

¹² 土壌汚染などのために使われなくなっている元工業、商業用地等。

¹³ 一つの地域または産業分野、単一の企業などが生産した商品・サービスの価値から原材料費など生産費を引いたもの。国内総生産 (GDP) と違って、商品・サービスに対する税金、補助金は算入されない。

全に達成したか、または目標以上のレベルに達していた。これは、プロジェクト/プログラムの件数からみても、地域開発公社による支出額からみても、等しく20%との結果になった。また、目標の大部分を達成できた割合は、プロジェクト/プログラムの件数でみると全体の28%、地域開発公社による支出額でみると21%だった。

・地域開発公社による支援の中でも、人材育成など人に焦点を当てた支援は、その他のタイプの支援より、目標を完全に達したか、または目標以上のレベルに達している割合が高かった。

報告書は、結論として下記のように述べている。

「全ての地域開発公社が費用を上回る利益を地域経済にもたらしていることが、信頼に足るデータによって示されている。(中略)しかし、支援の成果は、それぞれのケースにより異なる。特に企業サポートの分野における支援¹⁴が費用を上回る利益を既に地域にもたらしている一方、これを達成できていないケースもある。だがそれらの例の大半は、今後期待されている成果が現実のものとなれば、コスト以上の利益を生み出す可能性がある」

【破綻したアイスランドの銀行に地方自治体が資金を預けていた問題で2つの報告書が発表に】 英国

2008年10月の月例報告で、同月初旬から始まったアイスランドの金融危機と、同国の銀行に資金を預けていた英国の地方自治体への影響についてレポートした。英国の一部の自治体は、アイスランドの三大銀行のうちの一つであるランズバンキ銀行(Landsbanki)、グリトニル銀行(Glittir)、及びランズバンキ銀行の英国子会社であるヘリタブル銀行(Heritable)、更に三大銀行の残りもう一つのカウプシング銀行(Kaupthing.)の英国子会社であるカウプシング・シンガー・アンド・フリードランダー銀行(KSF)に、準備金を預金していた。しかし、同国の金融危機でこれらの銀行は破綻、国有化され、自治体の預金は、英国政府による保護もなく、現在まで凍結されたままとなっている。

本報告書は、特に監査委員会(Audit Commission)及び下院の財務特別委員会(House of Commons Treasury Select Committee)が2009年3月及び4月にそれぞれ発表した調査の結果報告書に焦点を当て、この件のその後をフォローしており、また文末では、英国の地方自治体がこれら銀行に預けた資金の返還の可能性について、現在の状況を報告している。

監査委員会報告書「リスクと収益 — イングランドの地方自治体とアイスランドの銀行(Risk and Return – English local authorities and the Icelandic banks)」について

¹⁴ 中小企業に対する企業経営に関するアドバイス及び研修の提供など。

イングランドの地方自治体、消防、警察、住宅、保健当局の会計、業務の監査に責任を有する監査委員会が2009年3月26日、イングランドの地方自治体等¹⁵がアイスランドの銀行に預金していた件に関する調査の結果報告書を発表した。

報告書は、イングランドの地方自治体の大半が、適切に投資の運営を行い、アイスランドにおける金融危機の可能性にも警戒していたと述べている。しかし同時に、6つの自治体及び一つの年金機構の計7組織¹⁶が、2008年10月7日におけるアイスランドの銀行破綻の数日前までこれら銀行に合計3280万ポンドに上る預金を行っており、危機に対する警戒を怠っていたと指摘した。これらの組織がリスクに対して十分に注意を払えなかった最大の理由は、金融機関の信用性を判断する際、格付け会社及び外部のアドバイザーからの情報に頼り過ぎており、他の情報を参考にしていなかったことであった。

7組織による計3280万ポンドの預金の結果、英国勅許公共財務会計協会(CIPFA)¹⁷が策定している財務管理に関する地方自治体向けガイダンス¹⁸及びこれら組織自身の財務運営規定の違反が生じた。違反の一つは、ある自治体で、アイスランドの銀行の格下げを伝える財務省のアドバイザーからの電子メールを、職員が開封しなかったことであった。また、古い情報に基づいて預金を決定したケースがあったほか、自主的に定めた単一の銀行への預金限度額を超えて預金を行っていた自治体もあった。

報告書はこのほか、調査によって下記の事実が判明したとして報告している。

- ・2008年10月7日時点で計451組織に上るイングランドの全ての地方組織(地方自治体、警察当局、消防当局、旅客交通当局、国立公園当局、廃棄物処理当局、年金機構を指す)が英国または海外の金融機関に投資していた合計310億ポンドの資金のうち、3.1%がアイスランドの銀行に預けられていた。

- ・アイスランドの銀行に資金を預け、凍結されたままになっているイングランドの地方組織は、全体のおよそ4分の1にあたる127組織に上った¹⁹。預金額は合計約9億5400万ポンドであり、

¹⁵ 調査対象にはイングランドの警察、消防、廃棄物処理、国立公園当局なども含まれていた。

¹⁶ 年金機構は地方自治体職員の年金の運営を行う組織。7組織とは、ロンドン・ハバリング区(Havering)、ケント県(Kent)、レッドカー・アンド・クリーブランド市(Redcar and Cleveland)、コーンウォール県レストーメル市(Restormel)、シュロップシャー県ブリッジノース市(Bridgnorth)、ノース・イースト・リンカンシャー市(North East Lincolnshire)、サウス・ヨークシャー年金機構(South Yorkshire Pensions Authority)。なお、レストーメル市及びブリッジノース市は、コーンウォール県及びシュロップシャー県が2009年4月1日に一層制の自治体であるユニタリーに再編成された際、廃止された。

¹⁷ 公共団体の財務管理を専門とする公共財務会計士(Chartered Public Finance Accountant; CPFA)の団体。

¹⁸ 同ガイダンスは、「地方自治体の資本財政のための自主決定規定(Prudential Code for Capital Finance in Local Authorities)」と呼ばれる。

¹⁹ アイスランドの銀行の破綻時、預金を預けていたイングランドの地方組織の数は全体の4分の1にも上ったが、各組織の預金額が少なかったため、投資額で見ると全体を占める割合は3.1%にとどまった。

組織の種類別内訳は下記の通りである。

組織の種類 ²⁰	アイスランドの銀行の破綻時、これら銀行に預金を預けていた組織の数(*)	預金額合計(単位: ポンド)
カウンティ(county)	15(44%)	2億6977万
ディストリクト(district)	58(24%)	2億3105万
ロンドン区(London borough)	11(33%)	1億5261万
ユニタリー(unitary)	13(28%)	1億540万
大都市圏ディストリクト(metropolitan district)	8(22%)	3228万
警察当局	12(32%)	8451万
消防当局など ²¹	10(16%)	7791万
合計	127	9億5353万

(*)括弧内は、該当する種類の組織全体に対し、アイスランドの銀行に預金を預けていた組織の割合

- ・ 2008/09 年度にイングランドの全地方組織が英国または海外の金融機関が運営する短期定期預金から得た利子収入はおよそ 18 億ポンドに上ったと推算される。
- ・ こうした利子収入がカウンシル・タックスからの税収額と同程度に達した自治体もあった。
- ・ アイスランドの銀行に預金し、凍結されたままとなっている資金が、現在有する準備金を上回っている組織は合計 18 組織に上る。

報告書は、結論として下記の提案を掲げている。

- ・ CIPFA は今後、地方自治体向け財務管理に関するガイダンスを改訂する。新たなガイダンスは、地方自治体が策定する内部及び外部監査に関するガイドラインに指標を与えるものとなる。
- ・ 地方自治体職員及び地方議員を対象に研修を行い、金融機関の格付けを含む内部及び外部からのアドバイスを理解し、それらの内容について質問をすることができるだけの知識を習得させる。
- ・ より広い範囲の情報を継続的にモニターする。
- ・ 自治体が金融機関の流動性、信用度、また投資による収益見込みをいかに判断すべきかの見直しを含め、地方自治体の準備金投資に関する中央政府の枠組みを改訂する。

報告書を受け、地方自治体協議会(LGA)のマーガレット・イートン議長は、次のようにコメントして

²⁰ カウンティは日本の都道府県に、ディストリクトは日本の市町村に相当する。ユニタリー、大都市圏ディストリクトは共に一層制の自治体であり、前者は非都市圏に、後者は都市圏に存在する。

²¹ 旅客交通当局、国立公園当局、廃棄物処理当局、年金機構を含む。

いる。

「昨年 10 月に起きたことは、地方自治体のみならず、その他の公的機関、また慈善団体や企業、一般の預金者、そして監査委員会にも影響を与えたより広い意味での金融危機の中の一つの出来事であった。しかし、地方自治体の財政運営のある側面が、これまでとは異なる取り組みを必要とすることは明らかである」

また、これとは別に LGA のジョン・ランズフォード事務総長は、監査委員会のスティーブ・バンドレッド事務総長に書簡を送り、報告書が CIPFA のガイドラインまたは自身の規定に違反した 7 つの組織の名前を特定したことに対し、失望した旨を伝えた。

下院の財務特別委員会報告書 — 「銀行危機：アイスランドの銀行の破綻による影響 (Banking Crisis: The impact of the failure of the Icelandic banks)」

下院の財務特別委員会²²は 2009 年 4 月、アイスランドの銀行に預金を預けていた英国の地方自治体、慈善団体及び個人に対するこれら銀行の破綻の影響などについて調べた調査結果報告書を発表した²³。

報告書はまず冒頭で、アイスランドの銀行の破綻は、預金者にとって「深刻な結果をもたらす可能性がある」と述べている。同委員会は、アイスランドの銀行に資金を預けていた預金者に対し、中央政府が援助を行うべきかどうかについて検討した。その結論として報告書は、政府による預金保護は、地方自治体に対しては適切ではないと主張する一方、今回の件に限り、慈善団体に対してはこれを行うべきであると述べている。しかし報告書は、原則として、英国からの直接の規制を受けない海外の金融機関に英国国民が預けた資金を英国政府が保証する理由はないと主張している。

報告書は、どの時期に英国の地方自治体がアイスランドの銀行に預金を行い、格付け会社がいつこれら銀行の格付けを下げたかについて、日付を追って検討している。一部の自治体は、これら銀行の国有化直前まで預金を行っていた。

報告書はまた、「2003 年地方自治法 (Local Government Act 2003)」及び「地方自治体の資本財政のための自主決定規定 (Prudential Code for Capital Finance in Local Authorities)」²⁴により、地方自治体は、最大の収益を得るべく準備金を投資することを求められていると指摘している。

報告書は更に、英国の多くの地方自治体が、準備金の投資先を決定する際、金融市場の動向に詳しい民間の金融の専門家からアドバイスを受けていることも指摘している。本報告書のための調査

²² 下院には、下院議員で構成され、特定の分野について調査、検討する複数の特別委員会 (select committee) が設置されている。政府の各省についてもそれぞれ、その省の業務を監視し、関連の調査などを行う特別委員会がある。

²³ 同委員会が 2008/09 年国会会期中に発表した報告書はこれで 5 つめとなった。

²⁴ 前述の CIPFA 発行の財務管理に関する地方自治体向けガイダンスのことを指す。

の一環として同委は、地方自治体が投資について民間の専門家から受けているこうしたアドバイスの質に関して、地方自治体協議会(LGA)のリチャード・ケンプ副議長に意見を聞く聴聞会も開いている。

この聴聞会でケンプ副議長はまた、地方自治体がアイスランドの銀行に預けていた預金の保護を中央政府が検討すべきであるとも主張した。この点について報告書は、地方自治体が、資金を失ったうえ、政府からの支援も受けられないことで、「不当な扱いを受けている」と感じていることは認識している。しかし同時に、投資は自治体自身の責任で行っているものであり、資金を守ることができなかった自治体に対して「報償を与えることは、間違った行為であるように思われる」と主張している。

報告書を受け、LGAのマーガレット・イートン議長は、下記のようにコメントしている。

「政府からの補償には、首尾一貫した、公平なアプローチが存在しなければならない。もし慈善団体の預金が保護されるならば、カウンスル・タックス納税者に何の救済も与えられない理由があるだろうか？自治体は、社会の最も弱い立場にある人々に不可欠なサービスを提供しており、預金保護の対象となるべきである」

現在の状況

ロンドン警視庁の機能を監視する組織であるロンドン警察局(Metropolitan Police Authority、MPA)が、ランズバンキ銀行破綻前の数ヶ月の間に、金融機関としての信用度がMPAの内部で懸念されていたにもかかわらず、同銀行に3000万ポンドの預金を行っていたことが2009年4月、初めて明らかになった。

MPAは2008年4月、ランズバンキ銀行の信用度に懸念を抱いた内部の財務担当者の助言に従って、それまで同銀行に預けていた3000万ポンドの資金を口座から全額引き下ろした。しかしその後、MPAの投資マネージャー²⁵が、この資金を、2008年7月に1000万ポンド、同銀行破綻の15日前であった同年9月に2000万ポンドと、2回に分けて再度同銀行に預けた。前述の財務担当者は、この再度の預金について知らされておらず、同銀行が10月に破綻、国有化された後、ようやく知るに至った。

財務担当者がランズバンキ銀行の信用度に懸念を表明した後も再度の預金を行うことができたのは、MPAの投資先として承認された金融機関を一覧にして掲げたMPAの内部文書から同銀行の名前が外されていなかったためであった。この件に関する内部調査は2008年11月に終了したが、その結果は2009年4月まで公表されないままとなっていた。2009年2月に行われた大手会計事務所「ケー・ピー・エム・ジー(KPMG)」による外部調査では、本件に関し、MPAの幹部による9つの深刻な過失があったと結論付けていた。

²⁵ 財務担当者と同様、MPA内部の職員。

* * *

ヘリタブル銀行の破産管財人である大手監査法人アーンスト・アンド・ヤング(Ernst & Young)は2009年4月下旬、同銀行に預けられていた預金の最高80%までの額が預金者に返還される見込みであることを明らかにした。英国の地方自治体は、合計3億1900万ポンドの資金を同銀行に預金していた。また、カウプシング・シンガー・アンド・フリードランダー銀行の破産管財人は、今後、預金の50%の返還が見込まれるとの推算を明らかにしている(しかしこれらは、アイスランドのその他の銀行に預けられた資金に影響を与えるものではない)。

LGAは、預金返還の見通しが立ったことについて、次のようにコメントしている。

「これは、アイスランドの銀行からの自治体資金の回収における第一歩であり、納税者にも安心を与えるニュースであろう。LGAは、本件に関して自治体と協働を続けており、これら預金の大部分を回収できることを常に期待している。我々は、アイスランドの銀行による預金返還の優先順位において、カウンシル・タックス納税者が最も高い優先度を与えられるよう、全力を尽くしているところである」

【地方自治体の歳入が不景気の影響で縮小する見込み】ドイツ

不景気の影響で、地方自治体の収入が減少する見込みである。ドイツにおいて最も重要な地方税である営業税の税収は、18%まで減少すると推定されており、これは、80億ユーロに相当する。また、地方税の税収減少の他、所得税等で構成されている連邦、州、地方自治体がそれぞれ収入源とする共同税の税収も減っているが、州から地方自治体へ移譲される「自治体の取り分」がその大部分を占めるため、財源移譲による収入も減少する見込みである。

収入の減少が予想される一方、不況の影響で、地方自治体の歳出は増加すると見られている。地方自治体は生活補助等を受ける人の住宅手当を支給するため、失業者の数が増えるにつれ、社会福祉の負担が重くなる。このように、地方自治体は二重に財政圧迫を受けることとなる。

他方で、連邦政府の経済対策の一貫として、公共部門の投資に地方自治体も参加することとなるため、地方自治体が行う直接投資も増える見込みである。2009年と2010年に、地方自治体は70億ユーロを投資する予定となっており、大部分は、学校と児童施設の改善、そして道路や橋のインフラ整備に充てられる予定である。自治体による施設の建設スキームは、地元の企業に委託することが可能な場合、地元の雇用を促進することとなり、失業対策にもなる。最近第2期連邦制度改革委員会により提案された連邦政府の補助金の利用についての規制緩和(2009年3月の月例報告を参照)が夏に実現すれば、地方自治体による、補助金の利用がより簡単になり、投資の効果を改善できる見通しである。

また、州によっては、連邦政府のこの特別補助金の使い方に特徴がある。バイエルン州においては、一部を州のプログラムに統合することを決めた。このプログラムの目的は、農村地帯におけるブロード

バンドの普及状況を改善することである。バイエルン州は、面積が約 70,500 平方キロメートルで、ドイツで最も広い広域州であり、都市部ではブロードバンドが普及しているが、農村地帯においては無接続地域がまだ多い。2008 年 11 月から同州は、農村地帯におけるブロードバンドの完全普及を目指す政策を導入している。地方自治体は、地元のブロードバンド普及工事のため州に補助金を申請することができるが、50%は自ら出資することが求められていた。当初、同プログラムの資金には 3 年間で 1 千 900 万ユーロが予定されていた。しかしこれに連邦の補助金があった結果、合わせて 3 千 800 万ユーロが準備される上、地方自治体が申請できる補助金額も事業費の 70%まで引き上げられた。ブロードバンド接続をバイエルン州全域に普及させることは、域内すべての地域の経済力と競争力を強化し、不況を乗り越えるための政策でもある。

参照

Deutscher Städte- und Gemeindetag, Pressemeldung 11.4.2009, 'Wirtschaftskrise trifft Kommunen – Rund acht Milliarden Gewerbesteuer weniger'

http://www.dstgb.de/homepage/pressemeldungen/wirtschaftskrise_trifft_kommunen_rund_acht_milliarden_euro_gewerbesteuer_weniger/index.html

Deutscher Städtetag, Pressemitteilung 24.3.2009, 'Mittel aus Konjunkturpaket II können zügig wirken – auch finanzschwache Städte werden investieren'

<http://www.staedtetag.de/10/presseecke/presseDienst/artikel/2009/03/24/00617/index.html>

Bayerischer Städtetag, Informationsbrief 3/2009: 'Breitbandförderung wird angepasst: Weiße Flecken sollen von der Karte verschwinden'

<http://www.bay-staedtetag.de/index.php?id=2800,101>

【公共サービスの共通電話番号が試験的に導入される】ドイツ

2009 年 4 月 24 日、公共サービス共通電話番号が試験的にドイツの一部の都市と地域に導入された。約 1 千万人の人口を有する全 30 都市と地域において、115 番にダイヤルすれば、市町村の行政サービスか州のサービス、またはいくつかの連邦機関につながるようになった。

試験の目的は、住民が行政サービスを受けたい時、または問い合わせがある時に、電話一本で問題を解決できる仕組みを構築することである。その仕組みには、電話を別の組織や担当者につながることも含まれており、電話する本人が別の電話番号を書き留め、電話をかけなおす必要はなくなる。

通常は、公共機関に問い合わせなどがある住民は、担当の行政機関や地方自治体の代表番号、または市外局番を知ることが必要となる。その上、自治体の部局につながっても、もしそれが住民の問い合わせを扱う部局ではなかった場合、正しい部局につないでもらうことが必ずしもできるわけではなく、担当がそもそも自治体ではなく、州や連邦の機関だった場合には、それらの機関につないでもらうことはもちろん不可能であった。

この新しい 115 番の番号を通じて、市民の問い合わせやサービスに対する要望は、より早く、効率的に解決できるようになることが期待されている。

この番号の運営に関しては、特に新しいサービス・インフラが導入されているわけではない。115 番の制度は、参加する行政組織の中に既にある電話サービス・センターを利用し、相互につないでネッ

トワークを形成したものである。サービス・センターの職員は、知識管理システム (knowledge management system) を利用することにより、統計的な調査で選定された最も多い質問 150 件についての解答情報にアクセスできる。

最も多い質問には例として以下のようなものが含まれる。

- ・ ドイツ国内で(たとえばケルン市からハンブルク市へ)引越をする。どこに連絡する必要があるか。
- ・ 新しい自動車を購入し、自動車登録を行いたいが、自動車登録局の窓口受付時間を知りたい。
- ・ 子供のための「両親手当」の受給可能期間はいつからいつまでか。
- ・ 新しい事業をいかにして登録できるか。
- ・ 結婚するためにどのような書類が必要か。

共通番号 115 番の導入により、住民に対するサービスを改善するに当たって、数値目標が設定されている。主なものは以下の通りである。

- ・ 115 番の受付時間は、朝 8 時から夜 6 時まで。
- ・ 通話総数の 75% に対し、30 秒以内に対応する。
- ・ 通話総数の 55% を最初の問い合わせで解決する。
- ・ 最初の問い合わせで解決できない場合、電話、ファクス、電子メールのうち、本人が希望する方法で適切な行政機関から営業時間内の 24 時間以内に再度連絡を行うこととする。

この 115 番は有料となるが、通話料は利用するネットワークにより異なる。ドイツ・テレコムを使った場合、1 分間 7 セント(約 92 円)である。携帯電話を使うと更に高くなるが、それぞれの電話会社により通話料は異なる。

共通番号のサービスは、現在の形の試験的な運用を 2 年間続けた後、序々に全国規模に拡大する予定となっている。現在、連邦レベルでは連邦税金情報局 (Steuerliches Info-Center)、連邦年金局 (Deutsche Rentenversicherung Bund)、外務省 (Auswärtiges Amt)、連邦首相官房 (Bundeskanzleramt) 及び連邦政府情報広報局 (Presse- und Informationsamt der Bundesregierung) 等の機関が参加し、州レベルではベルリン都市州とハンブルク都市州ではすべての部局、ノルトライン・ヴェストファーレン州においては州首相官房とライン地方広域連盟 (Landschaftsverband Rheinland) が参加し、ヘッセ州では 3 つの行政管区が参加している。地方自治体では、ノルトライン・ヴェストファーレン州内の都市が多く、ケルン市、デュッセルドルフ市、ボン市の他、いくつかの郡も参加している。ヘッセン州においては郡が率先して参加している。

参照

Project D-115 Website:

http://www.d115.de/cIn_100/sid_D87C344BA40F6231319F91BBEFA15853/DE/Home/home_node.html?_nnn=true

Deutscher Städtetag, Pressemitteilung 24.3.2009, 'Anschluss unter 115 - Einheitliche Behördennummer wird in den Pilotregionen frei geschaltet'

<http://www.staedtetag.de/10/presseecke/pressdienst/artikel/2009/03/24/00615/index.html>